

知的財産戦略本部企画委員会の運営について（案）

平成22年4月22日
知的財産戦略本部
企画委員会座長決定

「企画委員会の設置について」(平成22年3月30日知的財産戦略本部長決定)第8項に基づき、知的財産戦略本部企画委員会（以下「委員会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

委員会会合は非公開とする。議事要旨を作成し、委員会会合終了後速やかに公開する。

2. 配付資料の公開について

委員会会合で配付された資料は、原則として、委員会会合終了後速やかに公開する。